

441. 危険場所の種類

〈危険場所の種類〉

① 粉じんの多い場所

② 爆燃性粉じん又は火薬類の粉末が存在し、電気工作物が点火源となり爆発する恐れのある場所：。爆燃性粉じんとは、マグネシウム、アルミニウム、アルミニウムブロンズ、チタン、シリコニウム、過酸化ベンゾールなど、空気中に浮遊した状態ではもちろんの事、床上に溜^{ため}っている状態でも点火源が有れば爆発的に燃焼する物という。火薬類の粉末とは、火薬類取締法第2条に定義される火薬および爆薬のうち、乾綿薬、カーリット、黒色火薬などの裸薬の粉末や粉じんという。③ 可燃性粉じんが存在し、電気工作物が点火源となり爆発する恐れのある場所：。可燃性粉じんとは、空気中に浮遊した状態において初めて爆発的に燃焼する物という→したがって、爆燃性粉じんには該当しない。可燃性粉じんには、石炭、コーヒー、ココア、でんぷん、デキストリン、ゼラチン、穀粉、粉ミルク、タバコ、カゼイン、木粉、紙、コルク、皮革、シラック、ピッチ、エボナイト、硫黄、ナフタリン、しょう油、合成ゴム、無水フタル酸、アセトアニリド、アセチルサリチル酸、石けん、天然樹脂、フェノール樹脂、アクリルアルコール樹脂、ポリエチレン、ステアリン酸、鉄粉、亜鉛粉などのようなものが有る。④⑤および⑥以外の場所で、粉じんの多い場所

② 可燃性ガスなどが存在する場所

。可燃性のガスまたは引火性物質の蒸気が充満し、点火源が有れば爆発する恐れがある危険場所という。可燃性ガスとは、常温において気体であり、空気とある割合の混合状態において点火源が有る場合に爆発を起こす物という。引火性物質とは、火のつきやすい可燃性の物質で、その蒸気と空気とが在る場合の混合状態において、点火源がある場合に爆発を起こす物という

③ 危険物の存在する場所

④ 危険な物質を製造または貯蔵する場所：。消防法第2条第7項に規定する危険物のうち、第2類、第4類および第5類に分類されるもの、その他燃えやすい危険物を製造または貯蔵する場所で、前①、②に該当する場所以外の場所という。⑤ 火薬類を製造または火薬類が存在する場所：。火薬類(火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類という)を製造する場所または存在する場所で、前①の②、③および後④に該当する以外の場所という

④ 火薬庫：火薬類取締法第12条に規定する火薬庫という

